

特定非営利活動法人 CFF ジャパン 定款

【第1章 総則】

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 CFF ジャパンといいます。英文では、Caring for the Future Foundation Japan と表示し、英文での略称を CFF Japan と表示します。

(事務所)

第2条 この法人は事務所を東京都世田谷区におきます。

(目的)

第3条 この法人は、世界の子どもたちの健康、安全、教育の促進に寄与することを目的とし、他団体との協働を通して未来を担う青少年リーダーの育成に貢献します。

(活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を実現するために、特定非営利活動促進法の第2条にかかる以下の活動を行います。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 社会教育の推進を図る活動
- (5) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を実現するために、特定非営利活動にかかる次の事業をおこないます。

- (1) ワークキャンプ・スタディツアーや等を通じた青年育成事業
- (2) 海外の子ども支援等の国際協力事業
- (3) 学校協働および次世代教育の実践的探究事業
- (4) 地域の共生社会づくりに関する事業
- (5) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

【第2章 会員】

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は次にあげる個人であり、正会員を特定非営利活動促進法上の社員とします。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

(入会)

第7条 この法人の会員になることを希望するものは入会申込書を代表理事に提出し、会費を払い込むことによって会員となることができます。代表理事は正当な理由がないかぎり、入会を認めなければなりません。

2. 代表理事は前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければなりません。

(会費)

第8条 会員は会費を納入しなければなりません。

2. 会費の種類、金額、納入方法等は理事会の議決を経て別に定めます。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号に該当する場合はその資格を喪失します。

- (1) 本人から退会の申し出があったとき
- (2) 本人が死亡するか、または会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して3年以上会費が滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 退会を希望する会員は退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができます。

(除名)

第11条 会員が次の号に該当する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができます。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなりません。

- (1) 法令、この法人の定款または細則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

(会費等の不返還)

第12条 会員がすでに納入した会費は返還しません。

【第3章 役員および職員】

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に次の役員をおきます。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 1名または2名以内

2. 理事のうち1名を代表理事とします。

3. 理事のうち1名以上を副代表理事とすることができます。

(役員の選任等)

第14条 理事、監事は総会で選任します。

2. 代表理事及び副代表理事は理事会において理事の互選により定めます。

3. 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできません。

4. 事務局長は常任理事となり、再任をさまたげられません。

(役員の職務)

第15条 代表理事はこの法人を代表し、この法人の業務を統括します。

2. 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事が業務を執行できなくなった場合にはその業務を代行します。

3. 理事は理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行します。

4. 監事は次の職務を行います。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この会の業務又は財産に関し不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(役員の任期)

第16条 理事および監事の任期は2年とし、再任することができます。ただし、代表理

事および常任理事を除く理事は、再任は連続して4期を超えることはできません。

2. 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とします。
3. 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とします。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長します。
4. 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その事務管理を行なわなければなりません。

(役員の報酬)

第17条 理事および監事には報酬を支払うことができます。

2. 理事および監事には費用を弁償することができます。

(役員の解任)

第18条 理事および監事は次のいずれかに該当する場合には総会において出席した正会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができます。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行ができないとき
 - (2) 職務上の義務違反その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
2. 前号において役員を解任するときは、その解任を議題とする総会で、その解任対象の役員の弁明の機会をもうけなければなりません。

(運営委員会)

第19条 理事の業務執行を補助するために運営委員会を置くことができます。

2. 運営委員会の機能等については別に定めます。
3. 運営委員は代表理事が任免します。

(職員)

第20条 この法人の事務を処理するためにこの法人に事務局長その他の職員を置くことができます。

2. 事務局長、その他の職員は代表理事が任免します。

【第4章 会議】

(会議の種類)

第21条 この法人の会議は総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会の2

種とします。

(会議の構成)

第22条 総会は正会員をもって構成します。

2. 理事会は理事をもって構成します。

(会議の機能)

第23条 総会は特定非営利活動促進法および定款に規定するものほか次の事項を議決します。

- (2) 事業活動報告および決算報告
- (3) 理事および監事の選任および解任
- (4) その他理事会が総会に付すべき事項として議決したこと

2. 理事会はこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決します。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他この法人の運営に関して必要な事項

(会議の開催)

第24条 通常総会は毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催します。

2. 臨時総会は次のいずれかに該当する場合開催します。

- (1) 理事会が必要と認めた場合
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を示し請求があつた場合
- (3) 第15条第4項第4号の規定に基づき、監事が招集する場合

3. 理事会は次のいずれかに該当する場合に開催します。

- (1) 代表理事が必要と認めた場合
- (2) 理事の総数の3分の1以上から会議の目的が示して請求があつた場合

(会議の招集)

第25条 総会及び理事会は代表理事が招集します。ただし前条第2項第3号の場合を除き ま す。

ツクス・電子メールを含む)を開会の7日前までに通知して行います。

3. 理事会を招集する場合は日時、場所、会議の目的、内容を示した書面(ファックス・電子メールを含む)を開会の7日前までに通知して行います。ただし議事が緊急を要するときには、代表理事が必要を認めて招集することができます。

(会議の定足数)

第26条 総会は正会員総数の3分の1以上の出席があった場合に開会します。

2. 理事会は理事の過半数が出席した場合に開会します。

3. 総会の定足数には、やむをえない理由で出席できない正会員で書面によって表決を委任した者も含みます。

(会議の議決)

第27条 総会および理事会の議事はこの定款に別に定めるものをのぞき、出席した構成員の過半数の同意で決め、可否同数のときは議長の決定に従うこととします。

2. 総会および理事会において、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、その事項について議決することができます。

(書面表決権等)

第28条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面（ファックス・電子メールを含む）をもって表決し、又は議長あるいは他の正会員を代理人として評決を委任することができます。

2. 理事会に出席しない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面によって表決権を行使することができます。

(緊急時の書面等による議決)

第29条 代表理事は、急を要する事項については、書面またはファックス、電子メールにより理事の意見を求め、決定することができます。

2. 決定事項は理事会の議決とすることができます。ただし、代表理事は理事会の承認を得なければなりません。

(議長)

第30条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任します。

2. 理事会の議長は、代表理事がおこないます。

(議事録)

第31条 総会および理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成することとします。

(1) 会議の日時および場所

(2) 構成員の総数

(3) 総会においては出席した正会員の数（書面による表決者および表決の委任者を含む）、
理事会においては出席した構成員の数および氏名（書面による表決者を含む）

- (4) 議決事項
 - (5) 議事の経過
 - (6) 総会においては議事録署名人の選任に関する事項
2. 総会についての議事録には、議長および出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名が署名することとします。

【第5章 資産および会計】

(資産の構成)

第32条 この法人の資産は、財産目録に記載された資産のほか事業年度内における次に掲げる収入で構成します。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収益
- (4) 資産から生じる収益
- (5) その他の収益

(会計)

第33条 この法人の会計は、特定非営利活動促進法の定めにしたがって行います。

2. 収益事業を行う場合には、特定非営利活動に関わる会計と収益事業に関わる会計は区別しておこないます。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年 5 月 1 日に始まり、4 月 30 日に終わります。

(事業計画および予算)

第35条 この法人の事業計画および予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を得ます。ただし、その通常総会の日まで前年度予算を基準として業務を執行します。

理事会において決定することができます。ただし、この場合、次期総会の承認を得るものとします。

(事業報告および決算)

第36条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監事の監査を経た上で、次期総会で議決を得ます。

【第6章 定款の変更、解散および合併】

(定款の変更)

第37条 この定款は総会において出席した正会員の過半数の議決を得て、かつ特定非営利活動促進法に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することはできません。ただし、可否同数のときは、議長が決定します。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければなりません。

(解散)

第38条 この法人は次に掲げる事由により解散します。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の達成が不能なとき
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 特定非営利活動促進法の規定による設立の認証の取り消し

2. 前項第1号の規定に基づいて解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得なければなりません。

3. 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認証を受けなければなりません。

4. この法人が解散したときは、破産をのぞいては、理事が清算人となります。

(残余財産)

第39条 この法人が解散のときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を得て選定された特定非営利活動法人に譲渡します。ただし、可否同数のときは、議長が決定します。

(合併)

第40条 この法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を得て、かつ所轄庁の認証を受けて合併することができます。

(公告)

第41条 この法人の公告は、官報に掲載して行います。ただし、貸借対照表の公告につ

いては、この法人ホームページに掲載して行います。

【その他、雑則など】

(事務局)

第42条 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会で議決します。

(細則)

第43条 この定款の実施に関して必要な細則は、理事会で議決し定めます。

【附則】

1. この定款は、この法人が成立した日（以下、設立日）から施行します。

2. この法人の設立当初の役員は、つぎのとおりとする。

代表理事 二子石 章

副代表理事 金子 容子

理 事 大澤 義生

理 事 木村 啓子

理 事 佐藤 哲夫

監 事 二俣 恵二郎

3. この法人の設立当初の役員はこの定款の規定にかかわらず、次に掲げるものとします。
その任期はこの定款の規定にかかわらず、設立日以後、2002年3月31日までとします。

にかかわらず、設立総会の定めるところによります。

5. この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、法人設立の日から2001年12月31日までとします。

6. この法人の設立当初の会費は以下の金額とします。

(1) 正会員 ・ 学生会員 年額 2,400円

・ 成人会員 年額 3,600円

(2) 協力会員 ・ 個人 1口 5,000円 一口以上

・ 団体 1口 10,000円 一口以上